

◎新潟県訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県企業管理者 榊 澤 尚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の3（略） (9)の4 <u>個人情報ファイル簿の作成等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。 (9)の5・(10)（略）</p> <p>別表第4（第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)（略） (2) <u>個人情報ファイル簿の作成等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。</p>	<p>別表第2（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の3（略） (9)の4 <u>個人情報取扱事務の登録等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。 (9)の5・(10)（略）</p> <p>別表第4（第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)（略） (2) <u>個人情報取扱事務の登録等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。</p>